

市長会見資料
平成28年(2016年)11月25日
こども未来部子育て支援課 918-5097(ダイヤルイン)内線:2138

報道機関 各位

明石市こども総合支援条例の制定について

本市では、既に様々なこども総合支援施策を実施しているところ、今後も、総合的かつ継続的にこどもを支援する施策を展開するため、条例を制定します。

1 条例案の特徴

(1) 市が進める特色ある施策の明文化

- ① 離婚前後のこども養育支援(第16条)
- ② 戸籍のないこどもへの支援(第17条)
- ③ 妊娠期からの切れ目ないこども・子育て支援(第20条)

(2) 支援の対象は、すべてのこども

こどもの定義を20歳までに拡大し(第2条第1号)、すべてのこどもに対し、その状況に応じた適切な支援を行います(第18条)。

(3) 支援の主体は、すべての人

市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を果たし、連携協力することで、こどもを総合的に支援します(第4～8条)。

(4) 支援の方法は、幅広く

こども自身が相談できる機会を確保したり(第10条)、家庭環境に応じた子育て支援をしたりするなど(第19条)、幅広く支援します。

(5) こども自身の声を反映させた条例

市内の小中学校・高校を訪問した際に聴いたこども自身の声を条例に反映させています。

2 条例制定・施行に至る経緯

平成28年	4月	条例の検討開始
	5～10月	関係機関等からの意見聴取
	7～8月	小学生から聴き取り
	9月	市議会で条例素案を報告
	9～10月	中学生・高校生から聴き取り パブリックコメントを実施
	12月	市議会に条例案を提出
平成29年	4月	条例施行(予定)

3 周知・広報

本日開催する「あかしヒューマンフェスタ」で条例案について報告するほか、今後も市広報紙やホームページ等を通じて、広く市民等への周知を図ります。

以上